

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社及びその関係会社で構成されるトプコングループ(以下、「当社グループ」という)の役員・社員が共有すべき価値観、判断軸と行動の基本原則である「TOPCON WAY」に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、TOPCONコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、実効性のあるコーポレートガバナンスを実現します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2-5 経営陣から独立した内部通報窓口の設置】

当社は、内部通報窓口を経営監査室に設置しています。また、情報提供者・通報内容を秘密として保持し、通報者に対する不利益な取り扱いを行わないこととしています。

なお、経営陣から独立した窓口の設置について検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、事業活動を営むうえで必要である安定的な調達や取引の維持・強化に該当する場合において保有します。取引状況等、中長期的な経済合理性を検証し、売却も含め保有の合理性について取締役会にて適宜見直しを行い、当社グループの中長期的な企業価値向上につながると判断できる場合に限り、政策保有株式を保有するものとします。2020年度は、2020年12月開催の取締役会において、取引状況等、中長期的な経済合理性を検証し、売却も含め保有の合理性について見直しを行いました。2021年度は、2021年12月開催の取締役会において、検証、見直しを行います。

政策保有株式の議決権行使については、当社グループの中長期的な企業価値向上につながるか否かを総合的に判断して議案への賛否を決定します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引について、取締役会での審議・承認を要することとしています。また、取締役・監査役及びその近親者との取引について、重要な事実がある場合、取締役会に報告します。

当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則に従って、開示します。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、トプコン企業年金基金において、当社の企業年金の積立金の運用を行っています。企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金基金に資産運用に当たる適切な資質を持った人材を配置するとともに、資産運用委員会を設置しています。また、必要に応じて資産運用業務に関する専門的知識及び経験を有する者の意見も取り入れながら、健全な年金制度運営を維持し、運用目標を達成するための資産構成割合を策定しています。スチュワードシップ活動への取り組みについては、四半期毎の運用状況等の報告を通じて、各運用機関に対するモニタリングを実施しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 経営理念、経営方針

グループとしての総合力が強く求められる現下の経営環境において、経営資産の一つであるグローバル性と多様性を一層発揮し、かつ自律的な組織風土を醸成するために、国境や会社の枠を超えて共有する価値観を「TOPCON WAY」としてまとめ、明確にしました。

トプコングループは、一人ひとりが「TOPCON WAY」を実践し、すべてのステークホルダーの共感と信頼を得られる存在であり続けると共に、創立100周年を見据え、事業環境の変化を先取りした収益力強化を実行するだけでなく、経営の質を高める事を通じて更なる飛躍を図ります。「TOPCON WAY」

経営理念

トプコンは「医・食・住」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献します。

経営方針

トプコンは先端技術にこだわり、モノづくりを通じ、新たな価値を提供し続けます。

トプコンは多様性を尊重し、グローバルカンパニーとして行動します。

トプコンはコンプライアンスを最優先し、全てのステークホルダーから信頼される存在であり続けます。

2. 経営戦略、経営計画

当社は、経営戦略及び中期経営計画については、当社ウェブサイトに掲載していますので、下記のURLよりご参照ください。

<https://www.topcon.co.jp/invest/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬(短期業績連動報酬、中期業績連動報酬及びストックオプション)に

より構成されています。社外取締役及び監査役の報酬等は固定報酬のみとなっています。

当社は、取締役の報酬等の取扱いに係る客観性・透明性を確保することを目的として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成する報酬諮問委員会を設置しています。報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役会に対して提言を行い、取締役の報酬等に関する方針は、報酬諮問委員会の審議、提言を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した取締役の報酬額の総額の範囲内で、取締役の報酬等に関する方針に基づき、報酬諮問委員会の審議、提言を踏まえ、ストックオプションに関しては、取締役会の決議により具体的な額を決定し、その他の報酬等に関しては、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰していることや事前に報酬諮問委員会の審議、提言を得る手続があること等を踏まえ、取締役会が代表取締役社長(平野聡、CEO)にその具体的な額の決定を委任し、委任を受けて代表取締役社長がその具体的な額について決定しています。また、取締役会は、報酬諮問委員会にて、事前に取締役の報酬等と取締役の報酬等に関する方針との整合を含めた多角的な検討を行っていることから、当該報酬等が報酬等に関する方針に沿うものであると判断しています。

各監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した監査役の報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

固定報酬

- ・取締役(社外取締役を除く)の固定報酬は、役位に応じて決定し毎月支給します。
- ・社外取締役の固定報酬は、役割等を考慮して決定し毎月支給します。

業績連動報酬

- ・取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、当該事業年度の一定の指標を基準に算定します。業績連動報酬の基準となる指標は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主との利害の一致を図るため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益及びROE等としています。
- ・短期業績連動報酬は、当事業年度の実績に基づき、中期業績連動報酬は、中期経営計画期間の累計実績に基づき算定し、それぞれ対象期間終了後に支給します。
- ・長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与しています。本新株予約権の各取締役に割り当てる数は役位に応じて決定します。本新株予約権は、割当てを受けた取締役にに対し払込金額と同額の報酬請求権と本新株予約権の払込金額とを相殺することを条件に取締役会決議により発行します。

報酬構成比率

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。業績連動報酬の報酬総額に対する割合は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高められるよう、業績指標に応じて、各役位の平均で、最大6割程度となるよう設計します。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選任については、当社グループの事業分野において必要とされる知識・経験の有無を考慮し、社外役員と代表取締役との協議を経て、取締役会にて審議・決定しています。なお、監査役候補の指名については、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

取締役・監査役の解任議案及び経営陣幹部の解任については、社外役員と代表取締役との協議を経て、取締役会にて審議・決定することとしています。

(v)個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補の個々の略歴や選任理由については、当該候補者の選任議案を付議する株主総会の株主総会招集ご通知に記載しています。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令・定款に定めのある事項その他経営に関する重要事項の意思決定を行い、その意思決定に基づく業務執行体制として執行役員制度を設け、執行役員に日常の業務執行を委ねています。

【原則4-9 独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しています。

【補充原則4-11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持します。

【補充原則4-11 取締役及び監査役の他社兼任状況】

取締役及び監査役は、他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保しています。取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集ご通知、有価証券報告書等にて開示しています。

【補充原則4-11 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、年1回、取締役会の構成、運営状況等について、各取締役及び各監査役にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施します。

2020年度は、2021年5月開催の取締役会において、改善する点はあるものの、取締役会全体の実効性は確保されているものと評価しました。

今後も、年1回の分析・評価を継続し、結果の概要を開示するとともに、取締役会全体の実効性を高めていくための改善に努めます。

【補充原則4-14 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報、知識を提供します。

・取締役又は監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業に関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を実施し、就任後においても、これらの研修を継続的に実施します。

・上記に加えて、社外取締役又は社外監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業・組織等に関する内容を説明し、就任後においても当社グループの事業戦略や対処すべき課題等について、必要な情報を継続的に提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(株主等との対話者)

IR担当役員は、当社における株主等との対話全般について統轄し、建設的な対話の実現に努めます。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、上記の者のほか、代表取締役社長や上記の者から指名された者が行います。

(対話を補助する社内体制)

株主等との建設的な対話に資するよう、社内のIR、経営企画、財務、総務、法務、営業等の各部門が定期的に協議するなど、有機的に連携する体制を構築します。

(対話の手段の充実に関する取り組み)

株主総会や個別面談のほか、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、説明会等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努めます。

(社内へのフィードバック)

IR担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を取締役会及び経営陣に定期的かつ適時に報告します。また、IR部門より適宜社内にてフィードバックし、情報共有します。

(インサイダー情報の管理)

株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び社員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ(信託口)	10,447,900	9.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,614,600	9.14
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381593	4,694,300	4.46
第一生命保険株式会社	4,038,000	3.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,365,800	3.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,039,717	2.88
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	2,644,000	2.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,597,500	2.46
TAIYO FUND, L.P.	2,543,100	2.41
THE CHASE MANHATTAN BANK 385013	2,364,000	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。
- 上記のほか当社所有の自己株式2,969,391株があり、記載している割合は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しています。
- ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から2021年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2021年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めていません。
[氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社 / 7,085千株 / 6.55%
- アセットマネジメントOne株式会社より2018年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書により、2018年10月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めていません。
[氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
アセットマネジメントOne株式会社 / 5,618千株 / 5.20%
- タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者から2020年8月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書により、2020年8月21日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めていません。
[氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー他2社 / 6,502千株 / 6.01%
- 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から2020年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2020年10月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めていません。
[氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合]
三井住友信託銀行株式会社他 2社 / 7,646千株 / 7.07%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松本 和幸	他の会社の出身者													
須藤 亮	他の会社の出身者													
山崎 直子	その他													
稲葉 善治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	1	1	0	社外取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

当社は、取締役の報酬等の取り扱いに係る客観性・透明性を確保することを目的として、取締役会から独立した報酬諮問委員会を設置しています。報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長、独立社外取締役1名及び独立社外監査役1名の計3名で構成され、取締役会の諮問に応じて、取締役会に対して提言を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(会)と会計監査人とは、事前かつ相互に、監査計画や監査実施方針につき協議し、年度中、その実施状況につき情報交換し、監査報告書作成時には、監査結果について報告する等、密接な連携を図っています。

当社は、内部監査部門として「経営監査室」を設け、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等へ適時に報告する体制を整備しています。

監査役(会)と、内部監査部門である「経営監査室」とは、事前かつ相互に監査計画や監査方針等につき協議し、年度中、定期的に情報交換を行うなどの相互連携を図り、監査役の業務の効率性・実効性を高めることに役立てています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒柳 達弥	他の会社の出身者													
竹谷 敬治	他の会社の出身者													
鈴木 潔	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

黒柳 達弥		黒柳達弥氏は、長年にわたりグローバルに事業を展開する企業の金融関係業務に携わり、企業経営並びに財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいています。これらのことから、監査役に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しています。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しています。
竹谷 敬治		竹谷敬治氏は、長年にわたりグローバルに事業を展開する企業の経営管理業務に携わり、経営管理並びに財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいています。これらのことから、監査役に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しています。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しています。
鈴木 潔		鈴木潔氏は、長年にわたりグローバルに事業を展開する企業の金融関係業務に携わり、企業経営並びに財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識を有しています。これらのことから、監査役に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しています。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	7名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

下記「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、当社の社内取締役及び一部の執行役員を対象にストックオプションとして新株予約権を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書に、取締役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載するとともに、これらの書類を当社ウェブサイトにも掲載し、公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬(短期業績連動報酬、中期業績連動報酬及びストックオプション)により構成されています。社外取締役及び監査役の報酬等は固定報酬のみとなっています。

当社は、取締役の報酬等の取扱いに係る客観性・透明性を確保することを目的として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成する報酬諮問委員会を設置しています。報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役会に対して提言を行い、取締役の報酬等に関する方針は、報酬諮問委員会の審議、提言を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した取締役の報酬額の総額の範囲内で、取締役の報酬等に関する方針に基づき、報酬諮問委員会の審議、提言を踏まえ、ストックオプションに関しては、取締役会の決議により具体的な額を決定し、その他の報酬等に関しては、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰していることや事前に報酬諮問委員会の審議、提言を得る手続があること等を踏まえ、取締役会が代表取締役社長(平野聡、CEO)にその具体的な額の決定を委任し、委任を受けて代表取締役社長がその具体的な額について決定しています。また、取締役会は、報酬諮問委員会にて、事前に取締役の報酬等と取締役の報酬等に関する方針との整合を含めた多角的な検討を行っていることから、当該報酬等が報酬等に関する方針に沿うものであると判断しています。

各監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した監査役の報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

固定報酬

- ・取締役(社外取締役を除く)の固定報酬は、役位に応じて決定し毎月支給します。
- ・社外取締役の固定報酬は、役割等を考慮して決定し毎月支給します。

業績連動報酬

- ・取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、当該事業年度の一定の指標を基準に算定します。業績連動報酬の基準となる指標は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主との利害の一致を図るため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益及びROE等としています。
- ・短期業績連動報酬は、当事業年度の実績に基づき、中期業績連動報酬は、中期経営計画期間の累計実績に基づき算定し、それぞれ対象期間終了後に支給します。
- ・長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与しています。本新株予約権の各取締役に割り当てる数は役位に応じて決定します。本新株予約権は、割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬請求権と本新株予約権の払込金額とを相殺することを条件に取締役会決議により発行します。

報酬構成比率

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。業績連動報酬の報酬総額に対する割合は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高められるよう、業績指標に応じて、各役位の平均で、最大6割程度となるよう設計します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすための実効的かつ十分な支援体制を整備しています。

- ・取締役会で十分な議論が可能となるよう、以下のとおり取締役会を運営しています。
 - 取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てています。
 - 取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定しています。
 - 取締役会の審議事項に関する資料を、十分に先立って配付しています。上記に限らず、取締役が意思決定に必要な情報並びに監査役がその職務遂行に必要な情報を随時提供しています。
- ・監査役の仕事の補助、その他監査役の活動を支援するべく、必要に応じて補助者を選任し、監査役の求める会社情報の提供や、社内連携の調整を行っています。
- ・監査役の求めに応じ、内部監査部門である「経営監査室」に属する社員を、随時、監査役の補助に当たらせています。
- ・社外取締役及び社外監査役の仕事の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に情報を提供しています。
- ・取締役及び監査役の仕事の執行に必要と認められる予算を確保しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新**1. 機関設計**

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。監査役会と、内部監査部門である「経営監査室」とは、事前かつ相互に監査計画や監査方針等につき協議し、年度中、定期的に情報交換を行うなどの相互連携を図り、監査役の業務の効率性・実効性を高めています。

2. 取締役会**() 取締役会の役割・責務**

取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主に対する受託者責任を認識し、「経営の健全性の維持」「経営の透明性の確保」に加え、「経営効率の向上」を正しく達成し、当社グループの企業経営に関わるすべてのステークホルダーに対する社会的責任を果たすよう行動しています。

- ・取締役会は、上記の責任を果たすため、当社グループの業績等の評価、内部統制システム、リスク管理体制の適切な整備・運用その他経営全般に関する監督を独立した客観的な立場から行っています。
- ・取締役会は、法令・定款に定めのある事項その他経営に関する重要事項の意思決定を行い、その意思決定に基づく業務執行体制として執行役員制度を設け、執行役員に日常の業務執行を委ねています。執行役員は、当社グループの事業分野において必要とされる知識・経験の有無を考慮し、取締役会の決議により選任しています。
- ・取締役会は、監査役又は会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立しています。
- ・取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示しています。

() 取締役会の構成

- ・取締役会は、取締役9名(うち社外取締役4名)で構成されています。
- ・当社は、複数の独立社外取締役を選任し、独立社外取締役が取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保しています。
- ・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に

発揮できる適切な員数を維持しています。

)内部統制

取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスクマネジメント等のための当社グループの体制構築と運用状況を監督しています。

・当社は、内部監査部門として「経営監査室」を設け、内部管理体制の適正性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等に適時に報告する体制を整備しています。

・当社は、「リスク・コンプライアンス基本規程」を定め、当社グループに生ずるあらゆるリスクに、その内容に応じ、適時・適切に対応し得る危機管理体制を整備しています。

・当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社の取引その他両者の利益が相反する取引について、取締役会の承認事項としています。

3. 監査役会

)監査役会の役割・責務

監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動しています。

・監査役会は、社外取締役及び内部監査部門と連携しています。

)監査役会の構成

・当社は、透明性や公正性の確保の観点から、監査役会の半数以上を独立社外監査役としています。

・監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されています。

・監査役は、適切な経験・能力を有する監査役を選任しています。

・監査役会は、監査役会として必要な財務・会計・法務に関する知見を有するものとし、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。

)会計監査人及び内部監査部門との関係

監査役会、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保しています。

・監査役会は、会計監査人を適切に選定し、評価するための評価基準及び選任基準を策定し、独立性と専門性について確認しています。

・監査役会は、会計監査人又は内部監査部門が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合に対応する体制を確立しています。

4. 会計監査人

会計監査人は、当社グループの財務情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負います。

・会計監査人は、監査役会と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保しています。

・会計監査人は、独立性と専門性を確保しています。

・会計監査人は、会計監査を適正に行うために必要な監査の品質管理の基準を遵守しています。

5. 報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬等の取り扱いに係る客観性・透明性を確保することを目的として、取締役会から独立した報酬諮問委員会を設置しています。

・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役会に対して提言を行っています。

6. 内部監査部門等

当社は、内部監査部門として「経営監査室」を設け、以下のとおり内部管理体制の適切性や有効性を検証しています。経営監査室は、7名で構成されています。

・経営監査室は、当社グループにおけるコーポレートガバナンス・リスクマネジメントの向上に資することを目的とし、当社グループの内部監査に関する業務を掌り、コンプライアンス等の内部管理体制の適正性や有効性を検証し、重要な問題事項があれば、取締役会、監査役会及び代表取締役社長へ適時に報告する体制を整備しています。

・経営監査室は、監査役及び会計監査人と連携しています。

・経営監査室は、当社の内部通報に関し、リスク情報の早期発見及び迅速・適切な通報内容への対応を行っています。

7. 取締役及び監査役

)取締役

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役としての職務を執行しています。

・取締役は、取締役会の一員として、業務執行取締役及び執行役員による業務執行を監督しています。

・取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、積極的に発言し、自由闊達で建設的な議論を行っています。

・取締役は、その役割・責務を適切に果たすために積極的に情報を収集し、必要な場合には、当社の負担において外部の専門家の助言を得ています。

・取締役は、他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保しています。

・当社はインセンティブとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた中長期業績連動報酬を採用しています(社外取締役を除く)。

)監査役

監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、監査役としての職務を執行しています。

・監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査の分担に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告、資料・情報の提供を受け、内部監査部門及び会計監査人との連携を図り、取締役及び執行役員等の職務執行状況を監査しています。

・監査役は、取締役会の意思決定及び内部統制システムの構築と運用状況を監査しています。

・監査役は、当社の重要な会議への出席等により監査に必要な情報を積極的に収集し、必要に応じて取締役に対して適切に意見を述べています。

・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために積極的に情報を収集し、必要な場合には、当社の負担において外部の専門家の助言を得ています。

・監査役は、他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保しています。

)独立社外取締役及び独立社外監査役

独立社外取締役及び独立社外監査役は、執行の監督、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための助言、利益相反の監督を行うとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に反映しています。

- ・独立社外取締役は4名、独立社外監査役は3名であります。
- ・独立社外取締役は、当社グループの事業に関する事項及びコーポレートガバナンスについて情報を共有し、各取締役、執行役員、監査役との意見交換を行っています。
- ・当社は、金融商品取引所が定める独立性要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しています。
- ・独立社外取締役及び独立社外監査役は、定期的な会合の開催等により、独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有に努めています。
-)支援体制
当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすための実効的かつ十分な支援体制を整備しています。
- ・取締役会で十分な議論が可能となるよう、以下のとおり取締役会を運営しています。
 - 取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てています。
 - 取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定しています。
 - 取締役会の審議事項に関する資料を、十分に先立って配付しています。
-)上記に限らず、取締役が意思決定に必要な情報並びに監査役がその職務遂行に必要な情報を随時提供しています。
- ・監査役職務の補助、その他監査役活動を支援するべく、必要に応じて補助者を選任し、監査役の求める会社情報の提供や、社内連携の調整を行っています。
- ・社外取締役及び社外監査役職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に情報を提供しています。
- ・取締役及び監査役職務の執行に必要なと認められる予算を確保しています。
-)トレーニングの方針
当社は、以下のとおり、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報、知識を提供しています。
- ・取締役又は監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業に関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を実施し、就任後においてもこれらの研修を継続的に実施しています。
- ・上記に加えて、社外取締役又は社外監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業・組織等に関する内容を説明し、就任後においても当社グループの事業戦略や対処すべき課題等について、必要な情報を継続的に提供しています。

8.責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しています。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の独立社外取締役を選任し、経営に外部の視点を直接取り入れ、監督機能の充実を図っています。また、監査役(社外監査役を含む)、監査役会及び会計監査人を設置し、これらが内部監査部門である経営監査室と連携して監査を行うことにより、経営の監視機能が十分に機能すると判断しているため、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使期間の確保や株主総会への出席等を考慮した適切な日を設定するよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	招集通知発送の日に先立ち、当社ウェブサイトに掲載する等の方法により招集通知を公表しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに、IR活動の目的と基本方針を含むIRポリシーを掲載しています。 https://www.topcon.co.jp/invest/management/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等にて個人投資家向け説明会を継続して開催しています。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大リスクを考慮し、証券会社主催で個人投資家向けオンライン会社説明会をライブ配信、終了後はオンデマンド配信を実施いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回決算説明会を開催しています。その他に随時アナリスト、機関投資家向けに個別ミーティングを実施しています。新型コロナウイルス感染拡大リスクを考慮し、2020年5月は例外的に説明会の開催を中止いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算、中期経営計画に関する説明を現地訪問及び電話会議等で行っています。(不定期) 新型コロナウイルス感染拡大リスクを考慮し、2020年度は現地訪問は実施せず、Web会議や電話会議で対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書、統合報告書、中期経営計画説明会資料等を日本語サイトと英語サイトの双方に掲載しています。 (日本語サイト) https://www.topcon.co.jp/invest/ (英語サイト) https://global.topcon.com/invest/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社及びその関係会社で構成されるトプコングループの役員・社員が共有すべき価値観、判断軸と行動の基本原則である「TOPCON WAY」において、全てのステークホルダーから信頼される存在であり続けることを規定するとともに、「TOPCON WAY」の具体的な行動指針である「トプコングローバル行動基準」において、各ステークホルダーの尊重に関する行動基準を規定しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、「『医・食・住』に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献します。」を経営理念とする「TOPCON WAY」を最上位の価値観に掲げ、「トプコングローバル行動基準」に基づき、事業活動の環境負荷低減を図ります。さらに、「トプコングループ環境ビジョン2030」の実現を通じ、当社グループの環境負荷低減を図ると同時に、商品・サービスの提供によって社会全体の環境負荷低減、気候変動対応への取り組みにより、持続可能な社会の実現を目指します。

サステナビリティに関する具体的な取り組みについては、以下のサイトに掲載しています。

・トプコンレポート(統合報告書)

<https://www.topcon.co.jp/invest/library/integration/>

・サステナビリティ

<https://www.topcon.co.jp/about/csr/>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、「トプコングローバル行動基準」の広報に関する行動基準において、企業情報を、関係法令を遵守し、客観的で公正な情報開示により、適時かつ適切に開示することを規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) トプコングループ共通の価値観である「TOPCON WAY」、及びその具体的な行動指針である「トプコングローバル行動基準」を定め、会社記念日等あらゆる機会に経営トップからグループ全役員・全従業員に対し、その重要性を認識させ、また、日常の教育活動を通じて周知徹底を図っています。
- (2) 当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項は、取締役会において決定しています。取締役の職務の執行に関する監督機能の維持、強化のため社外取締役を選任しています。
- (3) 「内部通報制度」の活用により、問題の早期発見と、適時適切な対応の充実に努めています。
- (4) 内部監査部門として社長直属の「経営監査室」を設け、コンプライアンス等の内部管理体制の適正性・有効性を検証し、重要な問題事項があれば、社長・取締役会へ適時に報告する体制を整備しています。
- (5) 業務遂行状況の可視化を通じての透明性の確保、重要な会社情報の開示についての適時適正性を担保するための体制づくり、及び業務プロセスの改革を図っています。
- (6) 職務執行に当たっては、法令遵守を第一として徹底し、特に、独占禁止法関係・輸出管理・インサイダー取引規制・個人情報や秘密情報の保護、環境保護等の側面では、個別に社内規程や管理体制を整備しています。
- (7) 「トプコングローバル行動基準」に反社会的勢力との関係の遮断に関する指針を定め、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び定款、並びに「取締役会規程」、「執行役員会規程」、「グループガバナンス規程」、「情報セキュリティ基本規程」、「文書取扱規程」、「書類保存基準(規則)」等の社内規程に基づいて、取締役会及び執行役員会の議事録とそれらの資料、並びに稟議書等の重要書類を適切に保存・管理しています。(当社は、執行役員制度を採用しているため、ここにいう「職務の執行に係る情報」には、取締役会のみならず、執行役員会に係る情報等が含まれています。)
- (2) 取締役、監査役、会計監査人及びそれらに指名された使用人が、必要に応じ重要書類を閲覧できる体制を整備しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク・コンプライアンス基本規程」を定め、危機管理責任者を設けて、当社及びグループ会社に生ずるあらゆるリスクに、その内容に応じ、適時適切に対応し得る体制を整備しています。
- (2) 通常の職制を通じたルートとは別に、リスクの発見者から、リスク情報を、直接に連絡出来る「内部通報制度」を導入し、これにより、リスク情報の早期発見に資し、発生事態への迅速・適切な対応に役立てるとともに、グループ会社も含む全役員・全従業員のリスク管理への認識向上に努めています。なお、「内部通報制度」は、内部監査部門である「経営監査室」が所管しています。
- (3) 個人情報の保護については「個人情報保護基本規程」、また秘密情報の取扱については「情報セキュリティ基本規程」を、それぞれ、その下部規程類を含めて整備し、グループ会社を含めて、その周知徹底を図っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回(その他臨時に)開催され、経営の基本方針や、法令、定款に定めのある事項、その他経営に関する重要事項について審議し、報告を受けることにより、監督機能の強化に努めています。
- (2) 執行役員に日常の業務執行を委ねるとともに、執行役員会を設置し、社内規程に基づく社長の決裁権限の範囲内で重要な業務執行案件の審議、決定を行うことによって、取締役会における十分かつ実質的な議論を確保し、迅速な意思決定が出来る体制を整備しています。
- (3) 「取締役会規程」、「執行役員会規程」、「グループガバナンス規程」、「業務組織規程」等の規程類に定められた適正な手続に則って、それぞれの業務が執行されています。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) トプコングループ共通の価値観である「TOPCON WAY」を通じて、各国、各地域のグループの全役員・全従業員が国境や会社の枠を超えて、グループの価値観・判断基準を共有しています。また、その具体的な行動指針である「トプコングローバル行動基準」を、当社内への徹底はもとより、グループ会社にも採択させ、法令遵守の認識を確立させています。
- (2) 当社及びグループ会社を対象とした「グループガバナンス規程」を制定し、決裁基準及び報告事項を明確に定め、これを徹底するとともに、年度中、幾度もの事業遂行状況報告の場を設けて、トプコングループ内における情報共有化と、グループ会社に対する遵法認識の向上のための指導に努めています。
- (3) 当社の内部監査部門である「経営監査室」は、監査役による監査、会計監査人による監査等とも連携して、グループ会社についても監査し、業務の適正の確保に役立っています。
- (4) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、当社及びグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、内部統制の環境整備及び運用体制の構築を行うとともに、内部統制システムの有効性を継続的に評価し必要な是正を行っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、内部監査部門である「経営監査室」に属する使用人を、随時、監査役の職務の補助に当たらせています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助するに当たって「経営監査室」の使用人による当該業務については、取締役、執行役員との関与を避けるとともに、当該使用人の人事異動に関しては、予め監査役会と協議しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役が、意思決定のプロセスの監査を行うために、取締役会、執行役員会、その他の社内重要会議に出席し、あるいは、会議議事録、その他資料を閲覧して情報を収集する体制を整備しています。
- (2) 監査役が、年度中、当社内の各業務執行部門から、その業務の状況につき、報告を聴取し、またグループ会社へ赴き、その業務の状況を監査出来る体制を確保しています。
- (3) 監査役は、上記のほか、何時にても必要に応じ、当社及びグループ会社の、取締役・執行役員・使用人に対し、業務の報告を受けることが出来ます。
- (4) 監査役に対しては、経営監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、連携と効率化を図っています。

9. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

- (1) 監査役が、取締役会、執行役員会その他の社内重要会議に出席するほか、会社(グループ会社を含む)の業務執行状況を定期的に監査する機会を確保し、職務補助に当たらせる者を指名するなど、取締役の職務執行に対する監査役監査が十分に行えるよう、取締役会は配慮しています。
- (2) 監査役と取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の意見を経営判断に適正に反映させる機会を確保しています。
- (3) 監査役と会計監査人とは情報・意見交換の場を設置しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない」と定め、この適法、適切な渉外監理を将来にわたり堅持するために「渉外監理基本規程」を2010年10月に制定しています。同規程は、渉外監理の実施体制のほか、以下の基本方針を明確にしています。

1. 反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶し、また、その活動を助長しない。
2. 反社会的勢力と顧客等、一般人との峻別を図るとともに、関係部門と連携し最善の対応を図る。
3. 取引や製品事故等に関連する反社会的勢力の介入案件に対しては、弁護士等の活用を図り合理性、透明性のある解決を目指す。
4. 暴力的言動・威力を背景とした不当な要求に対しては毅然として拒否し、不当・違法な支出を伴う解決は行わない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

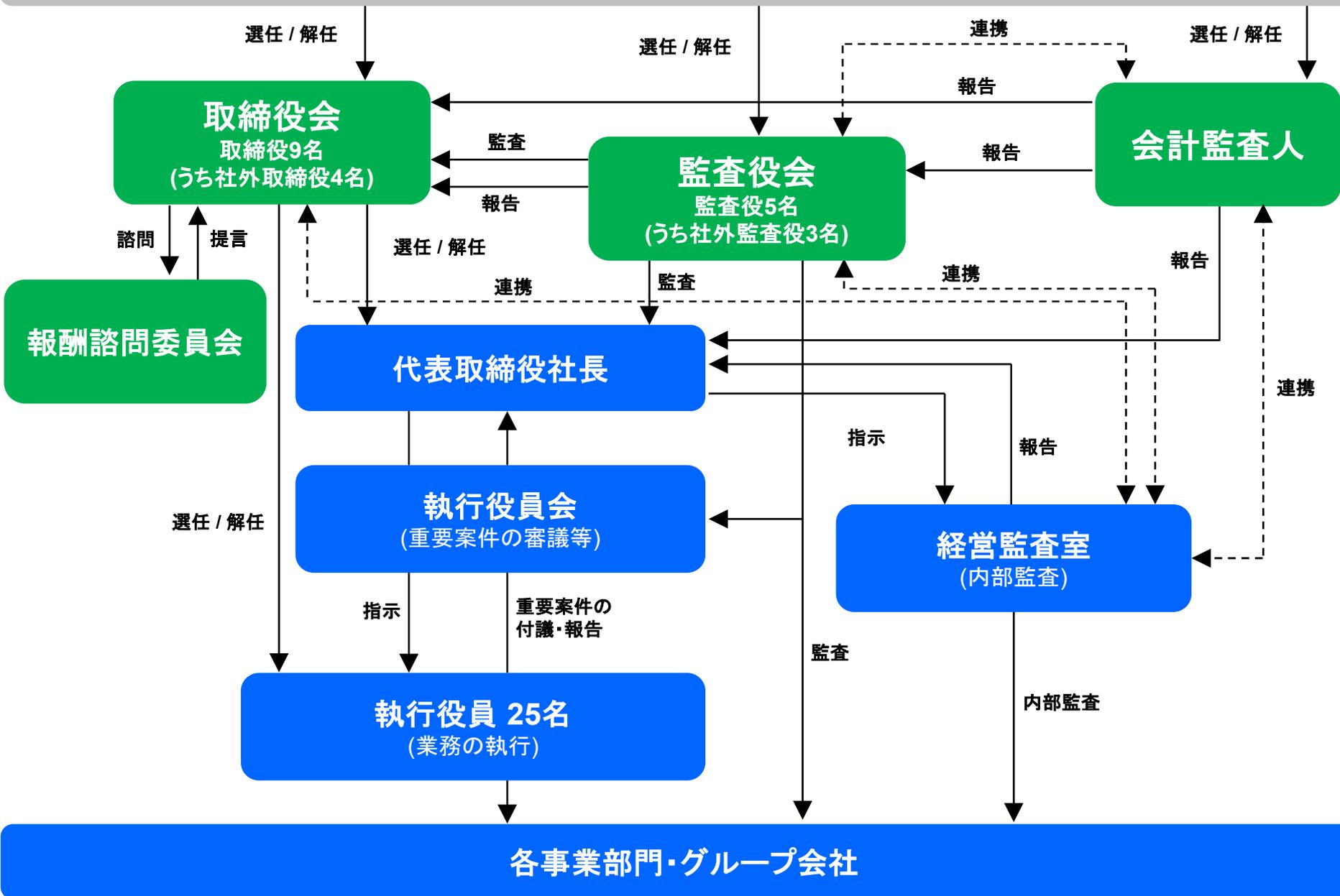
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供について、全ての株主・投資家に対して、当社について一層の理解を深め、当社の価値を正当に評価することを目的として、中長期的な経営方針及び財務内容等に関して、公正、迅速、正確、積極的かつ持続的な情報開示に取り組んでいます。

当社及び連結子会社にて発生した重要情報は、社内規定に基づき、内部情報管理責任者である総務部門長に報告されます。内部情報管理責任者は、当該情報について速やかに意思決定機関で公表の要否を決定し、証券取引所に対する情報取扱責任者である財務担当部門長より、当該情報を開示しています。

株主総会



※経営監査室は重要な問題事項があれば、取締役会、監査役会、及び代表取締役社長へ適時に報告する体制となっています。

<トプコンの適時開示に係る社内体制>

決定事実、決算情報、発生事実

